

【第1問】

問1 解答 2

- 1 **不適切**。健康保険の任意継続被保険者制度は、最大**2年間**加入することができます。
- 2 **適切**。任意継続被保険者制度の保険料は、**全額自己負担**となります。
- 3 **不適切**。任意継続被保険者制度の加入手続きは**資格喪失日から20日以内**に申請をする必要があります。

問2 解答 1

- 1 **適切**。記述のとおりです。
- 2 **不適切**。高額療養費の対象となるのは、保険対象になる診療等の自己負担分であるので、**入院時の食事代や差額ベッド代は対象ではありません**。
- 3 **不適切**。70歳未満の自己負担限度額を計算する方法は、被保険者の標準報酬月額または所得に応じて①上位所得者、②一般の被保険者、③低所得者の**3区分**に分かれています。

問3 解答 3

- 1 **適切**。昭和24年4月2日から昭和28年4月1日生まれの男性の特別支給の老齢厚生年金は、**60歳からは報酬比例部分のみの支給で、定額部分は原則として支給されない**ことになっています。
- 2 **適切**。昭和25年4月2日から昭和27年4月1日生まれの女性の特別支給の老齢厚生年金は、**60歳からは報酬比例部分のみの支給で、63歳からは報酬比例部分と定額部分が合わせて支給される**ことになっています。
- 3 **不適切**。特別支給の老齢厚生年金の**定額部分**が支給されなければ、加給年金は支給されないことになっています。

【第2問】

問4 解答 3

- 1 **適切**。会社員の場合、個人事業主と比較すると公的な給付が多くなる傾向があります。
- 2 **適切**。住宅ローンの残債は、団体信用生命保険で支払われることになるので、遺族の必要生活費等に含める必要はありません。
- 3 **不適切**。死亡保険金の非課税限度額は「**500万円×法定相続人の数**」で計算されます。

問5 解答 2

遺族基礎年金は、死亡した人に生計を維持されていた「**子のある妻**」または「**子**」に支給されます。年金法でいう子は、**18歳到達年度の末日（子が障害等級の1級、2級の障害状態にある場合は20歳未満）までにある未婚の子**です。設問の場合長女は年金法上の子に該当しますが、長男は年金法上の子に該当しません。

子が1人である妻Bさんに支払われる遺族基礎年金の額は792,100円＋227,900円＝1,020,000円となります。

問6 解答 3

- 1 **不適切**。遺族基礎年金は**年金法上の子**がいなければ支給されません。長女は障害等級に該当しない子なので、20歳になった時点ではなく18歳到達年度の末日で遺族基礎年金は支給停止となります。
- 2 **不適切**。厚生年金保険や共済年金に加入しなければ、強制加入である国民年金に第1号被保険者として加入することになりますが、遺族厚生年金を受給しているからといって国民年金の保険料が自動的に免除されることはありません。
- 3 **適切**。**再婚**をした場合、**遺族厚生年金の受給権は失権**します。

【第3問】

問7 解答 2

契約者・被保険者が同一人で、受取人が相続人である保険契約の受取保険金は相続税の課税対象となりますが、「**500万円×法定相続人数**」の非課税枠の適用を受けることができます。この場合の法定相続人数は、相続放棄者がいたとしても放棄がないものとして考えますので、設例においては、妻B・長女D・養子E・孫Fの4名となり、非課税枠の総額は2,000万円となります。

ただし、**相続放棄をした人は非課税枠を使うことができない**ので、2,000万円を妻Bと養子Eが受取金額の割合で按分することになるため、妻Bの課税対象額は、次のとおりとなります。

$$3,000万円 - (2,000万円 \times \frac{3,000万円}{4,000万円}) = 1,500万円$$

問8 解答 1

- 1 **不適切**。承継契約者となる妻Gさんは、長男Cさんの死亡時に保険契約の権利を引き継ぐので、その後を受け取る進学祝金や満期保険金はGさんの**一時所得**となります。
- 2 **適切**。記述のとおりです。
- 3 **適切**。記述のとおりです。

問9 解答 2

- 1 **不適切**。**相続放棄をした場合、代襲相続はおこらない**ので、Dさんの子どもが相続分を引き継ぐことはありません。
- 2 **適切**。記述のとおりです。たとえ遺言書があったとしても、遺留分権利者（配偶者・子・親）は遺留分を請求することができます（遺留分減殺請求といいます）。
- 3 **不適切**。代襲相続人である孫は相続税額の2割加算の対象とはなりません。

【第4問】

問10 解答 2

- 1 **誤り**。給与所得者は通常、会社が年末調整を行うことにより課税が終了します。しかし、**雑損控除、医療費控除、寄付金控除については確定申告しなければ適用を受けることはできません**。なお、平成21年分の住民税から寄付金控除が税額控除になりました。今、話題となっているふるさと納税は住民税の税額控除のことです。
- 2 **正しい**。給与所得者は、住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合、1年目は必ず確定申告をしなければなりません。しかし、**2年目以降**は会社に住宅借入金残高証明書と住宅借入金等特別控除申告書を提出すれば、**年末調整において税額控除を受けることができます**。

- 3 **誤り**。**給与所得者で給与収入が2,000万円超である場合は、会社は年末調整できない**こととなっています。設例では給与収入は2,020万円ですので、自分で確定申告しなければなりません。給与収入と給与所得の違いは確実におさえておきましょう。

問11 解答 3

- 1 **誤り**。源泉徴収票の「生命保険料の控除額」の欄に10万円と書いてあるということは、**一般の生命保険契約に10万円以上、個人年金保険契約に10万円以上**の保険料を支払っていることを表します。生命保険料控除は、一般の生命保険契約と個人年金保険契約に区分して次の算式に当てはめ、両方あるときはそれぞれの控除額を合計します。

〈生命保険料控除額〉

支払った保険料		控除額
25,000円以下		全額
25,000円超	50,000円以下	支払保険料×1/2+12,500円
50,000円超	100,000円以下	支払保険料×1/4+25,000円
100,000円超		50,000円

- 2 **誤り**。平成19年から、損害保険料控除の制度が地震保険料控除の制度に改組されました。しかし、経過措置として、**税制適格の長期損害保険料で平成18年までにすでに契約していたものについては15,000円を限度に控除できます**。このほかに地震保険契約の保険料を支払っているのであれば合計で50,000円まで控除できます。なお所得税では地震保険については支払った保険料について50,000円を限度に全額控除できます。『「地震保険料の控除額」の欄に50,000円と記載されている』ということは長期損害保険料以外に地震保険料を支払っているということになります。

〈長期損害保険料の所得税における所得控除額〉

支払った保険料		控除額
10,000円以下		全額
10,000円超	20,000円以下	支払保険料×1/2+5,000円
20,000円超		15,000円

3 **正しい**。源泉徴収票の「生命保険料の控除額」の欄に10万円と書いてあるということから、Aさんは少なくとも個人年金保険料と一般の生命保険料をそれぞれ10万円以上支払っていることがわかります。

問12 解答 2

一時所得の金額は **収入金額 - 必要経費 - 特別控除額(50万円)** で求められます。そして、**総所得金額に算入する金額はこの金額の1/2**です。

$$1,749万円 + \frac{\text{給与所得} \quad \text{一時所得の金額}}{\text{収入金額} \quad \text{必要経費} \quad \text{特別控除額}} (500万円 - 350万円 - 50万円) \times 1/2$$

【第5問】

問13 解答 2

「贈与税の配偶者控除」とは**婚姻期間が20年以上**の配偶者間で、**居住用の家屋およびその敷地の贈与**があった場合、一定の要件を満たした場合に贈与税の課税価格から**最高2,000万円**を控除することができる制度です。

家屋の1,220万円とその敷地3,000万円の両方について適用を受けられるので1,220万円+3,000万円=4,220万円となりますが、全部贈与してしまうと4,220万円-2,000万円-110万円=2,110万円の部分に贈与税がかかります。そこで、この居住用財産をどのぐらいの割合で贈与すれば贈与税がゼロになるかを問うています。

1 **誤り**。家屋と敷地の約47.3%

$$4,220万円 \times 47.3\% \div 1,996万円 < 2,000万円$$

…この場合、確かに贈与税はかかりません。次の選択肢2の方が多く贈与できます。

2 **正しい**。家屋と敷地の50%

$$4,220万円 \times 50\% = 2,110万円$$

$$2,110万円 - 2,000万円 \quad \text{贈与税の配偶者控除} \quad - 110万円 \quad \text{贈与税の基礎控除} = 0円$$

贈与を受ける配偶者が贈与年に他に贈与を受けていない場合は贈与税の基礎控除も使えますので、贈与税がゼロになる最大限の持分贈与は前記のようになります。

3 **誤り**。贈与税の配偶者控除は、居住用の家屋はもちろん敷地のための贈与であっても適用があります。

問14 解答 3

1 **誤り**。保険料の負担者と保険金の受取人が異なる場合は、**贈与税**の課税の対象となります（保険料の負担者の死亡を基因として保険金が給付された場合は相続税の対象となります）。

2 **誤り**。贈与税の計算をする場合、贈与者側が保険料を払ってきたという事実は、一切考慮に入れません。

3 **正しい**。 $(300万円 - \frac{110万円}{\text{贈与税の基礎控除}}) \times \frac{10\%}{\text{速算表より}} = 19万円$

問15 解答 2

上場株式の贈与や相続があった場合、次の4つのうち**最も低い価額**で評価します。

- ・ 課税時期の終値
- ・ 課税時期の属する月の毎日の終値の平均
- ・ 課税時期の属する前月の毎日の終値の平均
- ・ 課税時期の属する前々月の毎日の終値の平均

したがって、800円・810円・795円・790円のうちで最も低い価額である790円で評価します。